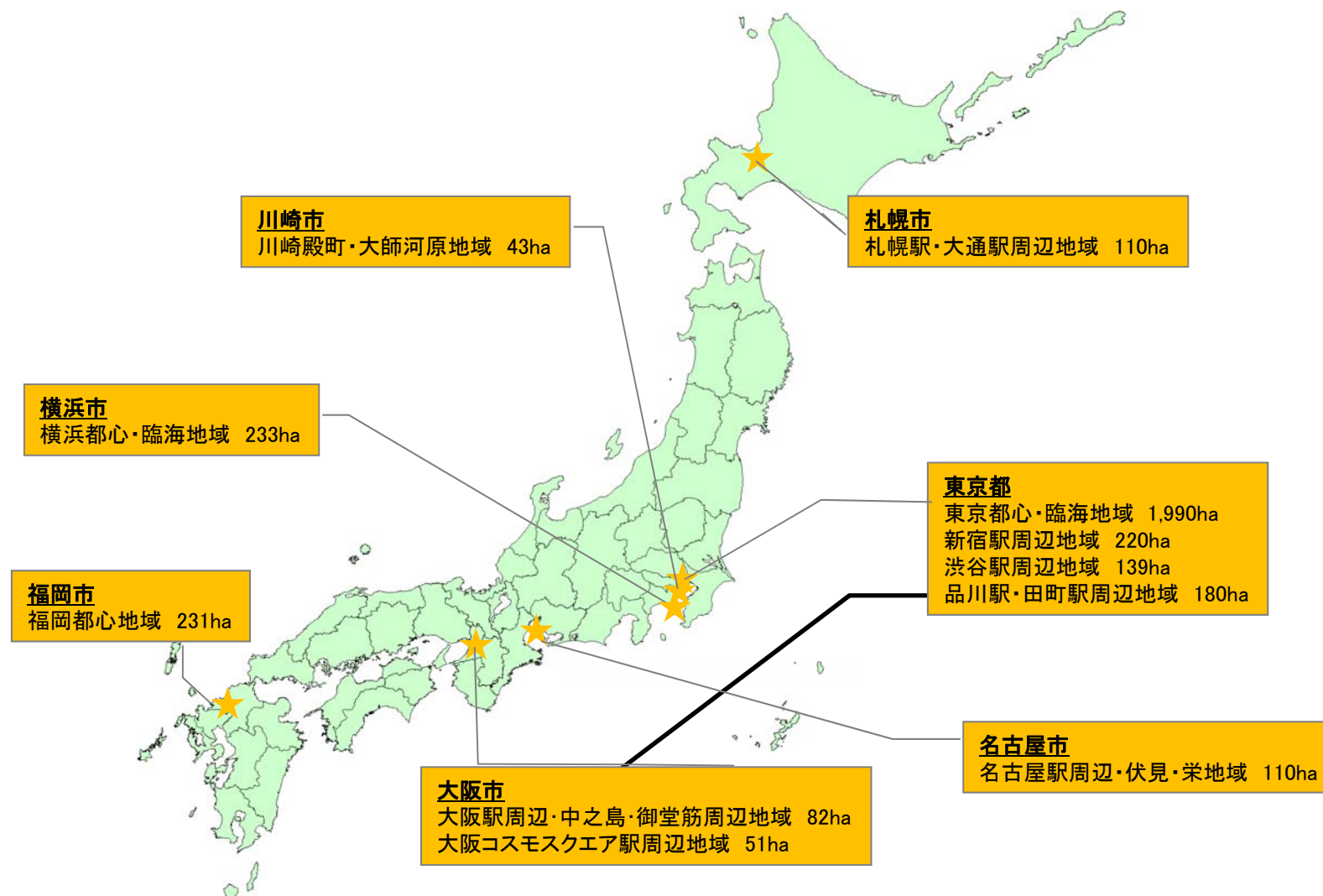


指定された特定都市再生緊急整備地域

資料 I - ①

特定都市再生緊急整備地域として、以下の11地域を指定。



特定都市再生緊急整備地域における特別の措置

■支援内容

①官民連携による整備計画

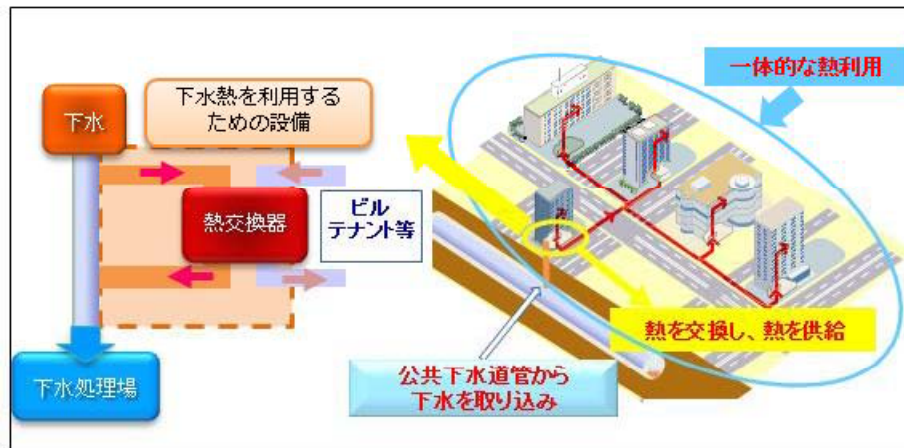
- ・国、地方公共団体、民間事業者の三者による協議会が作成
- ・事業の内容、実施主体、実施期間等を明記

○整備計画に基づく事業の推進

- 都市拠点インフラ（国際空港へのアクセス改善等）の整備に対する予算支援
（平成23年度予算 事業:44億円、調査:2億円）
- 民間都市開発プロジェクトの許認可等の手続をワンストップ化
- 民間都市開発プロジェクトの実施に必要な都市計画決定の迅速化

○下水の未利用エネルギーを民間利用するための規制緩和

※下水は、年間を通じて平均的に5度程度大気との温度差がある。



②道路の上空利用のための規制緩和

- ・都市再生特別地区の都市計画に位置付ければ、道路の付替え、廃道をせずに、道路上空に建物を建てることが可能



③民間都市開発プロジェクトの認定の迅速化

- ・大臣認定の処理期間を短縮（3ヶ月→45日）

④税制支援

- ・大臣認定を受けた優良な民間都市開発プロジェクトについて、税制支援を深掘り

《法人税・所得税》
割増償却 5年間50%（50%）
《登録免許税》
1.5/1000：H23年度（3.0/1000）
2.0/1000：H24年度（3.0/1000）

《不動産取得税》
1/2控除（1/5控除）
《固定資産税》
5年間1/2控除（2/5控除）

※括弧内は都市再生緊急整備地域内の特例率

都市再生緊急整備協議会

- 都市再生緊急整備地域における市街地の整備に関する協議を行うため、都市再生緊急整備地域ごとに組織することができる国・地方・民間による官民連携の協議会。
- 協議会は、特定都市再生緊急整備地域の整備計画を作成することができる。



- ・官民連携(PPP)の場の提供
- ・民間の都市開発プロジェクトと公共の周辺インフラ整備を、時機を併せて実施

協議会の構成員

(1) 国の関係行政機関等の長【法第19条第1項】

- ①国の関係行政機関の長のうち本部長(＝内閣総理大臣)
- ②本部長の委嘱を受けたもの(＝各省大臣)
- ③関係地方公共団体の長(＝都道府県知事・市町村長)

(2) 独立行政法人の長等【法第19条第2項】

- ①独立行政法人の長
- ②特殊法人の代表者
- ③地方公共団体の長その他の執行機関(関係地方公共団体の長を除く。)
- ④地方独立行政法人の長
- ⑤都市再生緊急整備地域内において
都市開発事業を施行する民間事業者
- ⑥都市再生緊急整備地域内において
公共公益施設の整備若しくは管理を行う者

地方公共団体

国

民間事業者



整備計画制度の創設

- 国が国際競争力の強化のための戦略を示しつつ、国・地方公共団体・民間事業者の三者で合意形成を図りながら、特定都市再生緊急整備地域におけるプロジェクトの実施計画（整備計画）を協議会が策定。

➡ **官民連携による、スピード感を持った着実な国際競争拠点の整備を実現**

整備計画の内容

- 記載事項
 - ・国際競争力強化のために必要な事業について、「事業内容」「実施主体」「実施期間」
 - ・インフラの適切な管理 等
- 事業の実施主体は、計画に基づき事業を推進

整備計画の作成・事業実施の流れ

特定都市再生緊急整備地域の指定(政令)

都市再生緊急整備協議会の立ち上げ

協議会において整備計画について協議

整備計画作成

迅速・確実な事業実施

整備計画に基づく特例

- 民間都市開発プロジェクトの許認可等の手続をワンストップ化
- 民間都市開発プロジェクト実施に必要な都市計画決定の迅速化
- 下水の未利用エネルギーを民間利用するための規制緩和

整備計画に関連する予算措置

- 整備計画に定められた都市拠点インフラ(国際空港へのアクセス改善等)への補助制度を創設